

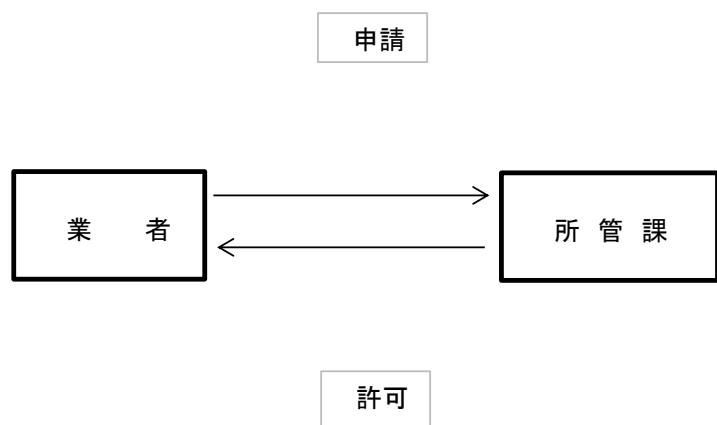
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 16

処 分 名	一般廃棄物処理施設の変更の許可	
処 分 の 概 要	一般廃棄物処理施設の変更の許可をする。	
根 拠 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	
条 項	第9条第1項	
所 管 課	廃棄物対策課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判断基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第2項において準用する内容(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第1項)に適合していること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条第1項 第8条第1項の許可を受けたものは、当該許可に係る同条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。 第2項 第8条第3項から第6項まで及び第8条の2第1項から第4項までの規定は、前項の許可について、同条第5項の規定は、前項の許可を受けた者について、同条第6項の規定は、前項の許可の申請に対し当該都道府県知事が行う処分について、同条第7項の規定は、この項の規定により準用する同条第5項の規定に基づき都道府県知事が行う検査について準用する。</p> <p>第8条の2 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次に各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 1 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。 2 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。 3 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 4 申請者が第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則</p> <p>第4条 法第8条の2第1項第1号(…)の規定によるごみ処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。 1 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。 2 削除 3 ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 …。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。